

伊勢原市妊婦特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受けている妊婦に対して、心理的、経済的な負担を軽減し、安心して出産、育児が行えるよう生活を支援するため、特別の給付措置として実施する伊勢原市妊婦特別給付金支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦特別給付金 前条の目的を達するために、伊勢原市（以下「市」という。）が給付する給付金をいう。
- (2) 支給対象期間 令和2年4月7日から令和2年9月30日までの期間をいう。
- (3) 支給対象者 妊婦特別給付金の支給の対象となる者をいう。
- (4) 申請日 妊婦特別給付金の申請書を市が受理した日をいう。
- (5) 支給決定日 妊婦特別給付金の申請書を市が審査し、支給の決定又は不支給を決定した日をいう。

(支給対象者)

第3条 市は、市に居住する者（次項に規定する場合に該当する者を含む。）のうち、次の全てに該当する者に対し、妊婦特別給付金を支給する。

- (1) 支給対象期間の前日から申請日まで、引き続いて市の住民基本台帳に登録されている者
 - (2) 支給対象期間中に妊娠（妊娠週数3週（妊娠する前の最終月経の初日から数えて、22日から28日の期間）から出産するまでの期間をいう。）していることが、妊婦健康診査費用補助券、母子健康手帳の妊娠中の経過欄や出産の状態欄等への医療機関の記入をもって確認できる者
 - (3) 妊娠届出書を居住する市区町村へ提出している者
- 2 里帰り出産等のため一時的に市外で生活している場合、新型コロナウイルス感染症の影響により、市での生活や出産を断念せざるを得なかった場合等、特に市長が必要と認める場合に該当する者は、前項の市に居住する者とみなす。

3 配偶者からの暴力を理由に市に避難している場合等、特に市長が必要と認める場合に該当する者は、第1項第1号に該当する者とみなす。

4 支給対象期間に市に転入し、転入後も支給対象期間に妊娠していることが確認できる場合で、引き続いて支給決定日まで市の住民基本台帳に登録されている者は、第1項第1号に該当する者とみなす。

(給付支給額)

第4条 妊婦特別給付金の支給額は支給対象者1人に対して3万円とし、その支給回数は1回限りとする。

(給付支給申請)

第5条 妊婦特別給付金の支給を受けようとする支給対象者は、伊勢原市妊婦特別給付金支給申請書(請求書)(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 振込先の口座情報が確認できる書類の写し

(2) 支給対象期間の妊娠が確認できる書類の写し

(代理による申請)

第6条 代理により前条の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が代理申請を行う者として適当と認める者とする。

(申請期間)

第7条 妊婦特別給付金に係る申請期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。

(支給の決定及び不支給の決定)

第8条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定し、伊勢原市妊婦特別給付金支給決定(不支給)通知書(第2号様式)により申請書を提出した者に通知するものとする。

(支給対象者に対する支給の方法)

第9条 妊婦特別給付金の支給は、原則として申請書に記載されている振込指定先に振り込む方法によるものとする。

2 妊婦特別給付金は、市長が別に定める日に支給する。

(妊婦特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 市は、妊婦特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申

請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民に対する周知を行うものとする。

(申請の取扱い)

第11条 市が申請書の補正や必要な書類の提出を求めたにもかかわらず、申請期限から1か月を経過しても当該補正や必要な書類の提出がなされなかった場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

2 市が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が申請書の補正を求めたにもかかわらず、支給決定日から1か月を経過しても申請書の補正が行われず妊婦特別給付金の支給ができなかった場合は、当該決定を取り消し、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市は、妊婦特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により妊婦特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った妊婦特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 妊婦特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和2年9月28日告示第118号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

伊勢原市妊婦特別給付金支給申請書(請求書)

記入日 年 月 日

伊勢原市長あて

※申請書が伊勢原市に到着した日をもって申請日とします

下記の同意事項に同意のうえ、必要書類を添えて、記載事項に相違なく、妊婦特別給付金【30,000円】の支給を申請・請求します。

ふりがな		伊勢原市母子健康手帳別冊番号 (母子健康手帳の別冊表紙に記載の番号)	伊				
申請者氏名 (妊婦本人)	印	生年月日 (妊婦本人)	年	月	日		
代筆の場合は代筆者の氏名を記入してください		申請者電話番号(平日昼間に連絡が取れる連絡先)					
ふりがな		— —					
代筆者氏名		— —					
住所 (実際の居住地)		住民票状況記入欄 <input type="checkbox"/> 住民票の住所と同一 <input type="checkbox"/> 住民票の住所と異なる					
居住地と住民票の住所が異なる場合はその理由	理由欄 ()						
支給対象期間中に妊娠が確認できる書類に記載された検査(診察)実施日と妊娠週数を記入してください。 (複数回あるものは最新の日) 支給対象期間: 令和2年4月7日~令和2年9月30日							
検査(診察)実施日 年 月 日 (妊娠週数 週)							
振込指定先 (原則、振込先は妊婦本人の口座。口座をお持ちでない場合は親族名義口座も可)	フリガナ						
	口座名義人						
	金融機関名	銀行	金庫	農協	本店	支店(所)	出張所
	金融機関コード				支店コード		
	預金種類	普通	・	当座	口座番号(右づめ)		

以下の事項に同意します。確認後、チェックをしてください。

- ① 伊勢原市(以下「市」という。)が公簿等で支給資格について確認を行い、誤りがあった場合は、市が申請書を補正することに同意します。また、公簿等で支給資格を確認できない場合は、市が求める関係書類を提出します。
- ② 市が医療機関等に受診状況を確認すること、または他の市町村に居住状況を確認することに同意します。
- ③ 市が申請者と連絡が取れず、不備内容の確認等ができないまま、申請日から1か月経過した場合や、必要書類が令和3年3月31日までに、市に提出されなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとして取り扱われることに同意します。
- ④ 支給決定後は、この申請書を妊婦特別給付金支給の請求書として取り扱うことに同意します。
- ⑤ 申請者と振込指定先の口座名義人が異なる場合は、口座名義人を代理人として、上記振込先への振り込みをもって給付金の受領することに同意します。
- ⑥ 上記振込先への振り込み手続き後、記載誤りのため振り込みが完了せず、かつ、市が申請者と連絡が取れず、不備内容の確認等ができないまま、支給決定日から1か月経過した場合は、当該申請が取り下げられたものとして取り扱われることに同意します。
- ⑦ 妊婦特別給付金の支給後、支給要件に該当していないことが判明した場合には、妊婦特別給付金を返還します。

添付書類

下記の2つの書類を申請書裏面にしっかりと貼り付けて提出してください。

- 振込口座確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かるもの)として次のいずれか
・通帳(見開き面)のコピー
・キャッシュカードのコピー(ゆうちょ銀行の場合はキャッシュカードのコピーは不可)
・WEB通帳の場合は口座情報の分かるもの
- 支給対象期間(4/7~9/30)の妊娠が確認できる書類として次のどちらかのコピー
 - 母子健康手帳: 医療機関等が記入している「母子健康手帳の妊娠中の経過欄(受診日の記載があるもの)」のページ及び手帳の表紙
 - 伊勢原市妊婦健康診査費用補助券: 医療機関等が記入済みの「妊婦健康診査費用補助券」複数回あるものは最新のもの

裏面あり

裏面

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

**支給対象期間（4/7～9/30）の妊娠が確認できる書類
次のどちらかのコピー**

①母子健康手帳：
医療機関が記入している「母子健康手帳の妊娠中の経過欄（受診日の記載があるもの）」
（伊勢原市の手帳の場合8～9ページ）のページ及び手帳の表紙

②伊勢原市妊婦健康診査費用補助券：
医療機関等が記入済みの「妊婦健康診査費用補助券」複数回あるものは最新のもの

第2号様式（第8条関係）

<p>伊勢原市妊婦特別給付金支給決定（不支給）通知書</p> <p>第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p>伊勢原市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった伊勢原市妊婦特別給付金支給申請について、次のとおり決定したので、伊勢原市妊婦特別給付金支給事業実施要綱第8条の規定により通知します。</p>	
支給決定額	円
不支給の理由（不支給の場合）	

（事務担当は、 ）